

令和6年度 飛驒市立山之村小中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、「自分も他者も大切にできる心」と大きく関係している。自分を大切にできる心（自己肯定感）や人の役に立っているという心（自己有用感）がなければ、自分も相手も大切にすることはできない。山之村小中学校では、「個に徹する」ことを柱とし、日々の生活の中で児童生徒の「自己肯定感・自己有用感」を育てる実践をしている。自己肯定感・自己有用感を高めることがいじめをしない、させないことにつながると考える。ここに定める「飛驒立山之村小中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

山之村小中学校は、極少人数学校である。小さい頃から仲間関係が限られており、競ったり争ったりすることが少なく、限られた仲間ゆえ、複数が一人をいじめめるような姿はほとんど見られない。また、地域の方の目が児童生徒によく向けられており、学校と共に児童生徒を育成していく土壌が育まれている。このような地域の特性を生かし、さらに自己肯定感・自己有用感を高め、互いを認め合うことを大切にして、次のことに取り組んでいく。

- ・いじめは人間として絶対許されないこと、自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対許されないことなど、「いじめや差別を絶対許さない学校づくり」「人間尊重の精神があふれる校風づくり」を徹底し、ぶれない態度で指導に臨む。
- ・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、市学習習慣確立指針を核にして、授業を中心とした日頃の教育活動での様子や生活の様子を職員間で情報交換することをとおして、児童生徒等が発する危険

信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

- ・いじめの問題について、学校における委員会等の組織チームで解決にあたる。また、学校のみで解決しようとはせず、教育委員会と必ず連携して取り組む。
- ・学校におけるいじめへの対応の方針等について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、関係者等に対して正確な情報提供を行い、事実を隠蔽することなく、保護者や地域住民の信頼を確保するように努める。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感・自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学校・学級・授業づくり

- ・「なりたい自分」の指導を重点とし、児童生徒への話し方、聴き方、教師側の主体的な学びに導くための指導に取り組む。
- ・全ての児童生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係（異学年交流等）をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童生徒会活動等でも適時取り上げ、児童生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。また、家族や地域とのふれあいを通じた絆づくりをする。
(「ぎふ いのちの教育」より一部引用)

(2) 生命や人権を大切にしている指導(豊かな心の育成)

- ・市学習習慣確立指針に示す目指す姿は、相手を大事にしている、信じているという心と心をつなぐ一番大切な思いやる姿であるという意味を教え、常に語る。
- ・市学習習慣確立指針に示す教師の姿、「子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う」等、子ども一人一人を大切にすることを教師の姿で示す。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にしている心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・相談窓口（SC・外部窓口）を周知することや、自殺予防啓発動画等の活用などを通して、SOSの出し方の教育を行う。（「ぎふ いのちの教育より」）

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①児童生徒に自己存在感や自己有用感を与える
 - ・「なりたい自分」や毎日の目標を立て、振り返りを行い、達成することで、自分の成長を実感させる。
 - ・「個に徹する」ことを大切にし、どの職員も一人一人の児童生徒のよさを見つけ、誉めることで価値付ける。
 - ②共感的な人間関係を育成する
 - ・「かがやき見つけ」活動をとおして、お互いのよい姿を見つけ、日常の中で人とのつながりを大切にする心情を養う。
 - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する
 - ・日常の学校生活での活動（掃除・給食・授業・行事等）をとおし、大変なこと、難しいことも自分で考え、行動することで自ら物事を判断することができる児童生徒の育成を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、自分たちで作った約束を守るよう児童生徒会中心となってはたらきかける。また、児童生徒会が計画・運営する児童生徒間の話し合いをしたり、児童、生徒、保護者、職員が一緒に学習会をし、その後の話し合いをしたりすることにより適切な対応やマナーについての指導を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、子どもの様子を交流（終礼・小中部会）、子どもを語る会、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・毎月の「学校生活についてのアンケート」によるいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かな情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談にあたる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・生活アンケートに相談したい教員を明記する欄を作ることで、担任以外の教員にも相談しやすい環境を整える。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。市学習習慣確立指針に示す「目指す姿が身に付く指導に徹する」教師の姿の意味を理解することや、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。そのために、保護者との連絡（電話・通信・連絡ノート等）を密にすることで、互いの信頼関係を築いていくことを努力する。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、中教務、生徒指導主事、教育相談

学校職員以外：PTA会長、スクールカウンセラー

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月		備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）についての職員研修会の実施（「方針」の理解、児童生徒について様子の確認） ・PTA本部役員会等で「方針」説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・PTA授業参観日で「方針」説明 ・子どもを語る会（職員・SC）・SCによる児童生徒との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施 ・いじめ未然・防止対策推進委員会の実施 ・「人権ひまわりの種」オリエンテーション 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・いじめ未然防止に向けた全校集会（児童生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・子どもを語る会（職員・SC） ・SCによる児童生徒との面談 ・「人権ひまわりの種」地域の方との種植え活動 ・「学校生活についてのアンケート」の実施※教相のアンケートとの連携 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施※子どもを語る会にて実施（職員・SC） ・「学校生活・情報機器使用についてのアンケート」の実施 ・教育相談週間の実施 ・SCによる児童生徒との面談・教育相談担当との面談 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・子どもを語る会（職員・SC） ・SCによる児童生徒との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施 ・児童生徒向け情報モラル研修 	県第1回県いじめ調査

8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・「学校生活についてのアンケート」の実施	夏季休業中の指導
9月	・子どもを語る会（職員・SC） ・SCによる児童生徒との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施	
10月	・子どもを語る会（職員・SC） ・「学校生活・情報機器使用についてのアンケート」の実施 ・教育相談週間の実施 ・SCによる児童生徒との面談・教育相談担当との面談 ・「人権ひまわりの種」種の収穫、地域の方に種を配布	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組等） ・「人権ひまわりの種」活動報告 ・子どもを語る会（職員・SC）・SCによる児童生徒との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施	
12月	・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・子どもを語る会（職員・SC）・SCによる児童生徒との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施	冬季休業中の指導 県第2回県いじめ調査
1月	・「学校生活についてのアンケート」と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・子どもを語る会（職員・SC） ・SCによる児童生徒との面談・教育相談担当との面談 ・「学校生活についてのアンケート」の実施	
2月	・学校運営協議会 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・子どもを語る会（職員・SC）・SCによる児童生徒との面談 ・教育相談週間の実施 ・「学校生活についてのアンケート」の実施	
3月	・子どもを語る会（職員） ・「人権ひまわりの種」次校への引継ぎ ・「学校生活についてのアンケート」の実施	県第3回県いじめ調査 次年度への引き継ぎ

※ 毎月の「学校生活についてのアンケート」⇒【いじめの態様項目について】

【いじめの態様】

1. 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
9. その他（ ）

※6月・10月の「学校生活・情報機器利用についてアンケート」

⇒【学校生活・仲間関係・情報機器使用について】

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。
- ・ 事実の確認にあたっては、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の言い分を十分に聴くこと。いじめられた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。(※複数教員で指導にあたる)
- ・ いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。(※複数教員で指導にあたる)
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導にあたる。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心にも寄り添い、気持ちを十分聴く。

【大まかな対応順序】

※担任が1人で抱え込まないで組織で対応する。

①いじめの把握と報告

- ・ 担任は、いじめ問題を把握したら1人で解決しようとせず必ず他の教職員や主任(学年主任・生徒指導主事)、教頭に報告・相談する。
- ・ 気になる姿や事実があった場合は、担任だけでなく全教職員が主任(学年主任・生徒指導主事)、教頭に報告・相談をし、主任から校長へと伝える。
- ・ 校長から教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

②現場に即対応

- ・ いじめの現場に即対応するときは、複数の職員で向かう。「いじめをくい止める」「周辺にいる児童生徒を指導する」「状況により、各関係外部機関に連絡をとる」等の役割を分担しながら対応し、児童生徒の安全を確保する。

③事実の確認

- ・ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の言い分を十分に聴く。いじめられた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に

確認する。聞き取りの際は、複数の職員で対応する。また、確認した事実等については必ず記録に残す。

④事実の共有

- ・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集・記録し、その情報を関係者で共有し、素早く対応する。また確認・共有した情報を保存・保管する。
⇒いじめ未然防止・対策委員会を設置

⑤連携による指導・支援

- ・確実な事実に基づいて対応や指導を分担して行う。
⇒いじめ未然防止・対策委員会において指導の方向を決定（役割分担）

⑥いじめを受けた児童生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。（休み時間、業間、昼休みに職員が張り付く）

⑦いじめた児童生徒への指導・支援

- ・いじめをした児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

⑧いじめを見ていた指導生徒への指導・支援

- ・いじめをみていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

⑨保護者、地域、関係機関との連携

- ・保護者への事実の報告（いじめの経緯、指導内容とその後の様子など）を即日行い、今後の学校側の対応を説明すると共に、家庭との連携をお願いする。
- ・いじめた児童生徒に下記のような心理状態が見られる場合には、必要に応じて関係諸機関に相談をする。

ア 判断力や自制力などコントロールに弱さが見られる。

→ SC・SSW・子ども相談センター

イ 暴力的行為が心配される。 → 飛騨警察署生活安全課

ウ その他（家庭状況等） → 必要に応じて、総合福祉課と相談、連携

・いじめを受けた児童生徒に対しても状態に応じて関係諸機関に相談する。

ア 精神的に不安定な状況が見られる。

→ SC・SSW・子ども相談センター

イ 自傷行為等が心配される。 → 飛騨警察署生活安全課

ウ その他（家庭状況等） → 必要に応じて、総合福祉課と相談、連携。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となる。よって、個人情報となるものは「卒業後5年間保存」する。

9 いじめの「解消」の定義

※「いじめに係る行為の解消」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

10 改訂の履歴

平成26年4月1日策定

平成27年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂